平成２６年（フ）第４５１号
京都市西京区下津林南中島町33番地　クオーク桂東205号、前住所滋賀県大津市木の岡町43番８号
債務者　山口　昌和
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４６４号
京都市右京区西院西田町１番地　洛西マンションＮｏ．２―501号
債務者　鈴木　美紀
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１０号
京都府木津川市州見台８丁目７番地14
債務者　戸毛　直樹
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１１号
京都府木津川市州見台８丁目７番地14
債務者　戸毛カズミ
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２７号
京都市下京区中堂寺南町10番地１　アムール五条305号
債務者　松重こと　松井　一彰
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５７４号
京都市西京区大枝沓掛町２番地32　清光ハイツ303号
債務者　東櫻　智子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５７９号
京都府長岡京市東神足１丁目３番１号　サンルシエル欅308、前住所大阪府吹田市豊津町15番17―214号
債務者　石田　卓也
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５８１号
京都市上京区日暮通下長者町下る秤口町158番地　葛城マンション303号、前住所京都市上京区日暮通下立売上る西入分銅町556番地コンフォート出水210号
債務者　松井　　透
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５９５号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　府営長谷団地８棟304
債務者　洲崎　窓加（旧姓白沙）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６２１号
京都市左京区田中関田町22番地の29
債務者　音部　明美
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６３２号
京都市中京区壬生東高田町２番地２　プェネリジェール西五条２―505
債務者　アプリコット・ヘアドレスこと　小松　加奈
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３００号
大阪府高石市加茂１丁目20―１―1210、住民票上の住所堺市北区南花田町82番地５
債務者　植地　大介
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４１６号
堺市堺区御陵通１番24号
債務者　手島　正子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
兵庫県加東市下滝野２―66　レオパレス昴207、住民票上の住所兵庫県揖保郡太子町天満山91番地２　太子天満山鉄筋住宅４棟206号室
債務者　濱田アキヱ
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１４４号
島根県安来市大塚町2031番地
債務者　鐘築　大樹
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０７号
静岡県富士市中之郷1281番地　カーサユノＢ202
債務者　山田　俊隆
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで　静岡地方裁判所富士支部